

○議長 小田 武人君

2 番、松岡議員の一般質問を許します。松岡議員。

○議員 2 番 松岡 泉君

2 番、松岡泉です。本日の質問は、1 件目は震災対策についてお伺いいたします。まず初めに今回の地震で亡くなられた方への御冥福と被災された方へのお見舞いを申し上げます。一日も早い復興を願うものであります。

昨日の行政報告、それから午前中ですね、一般質問の中にもありましたとおり、今回の地震が、予想を超える状況であったことが皆さんのお話からも伺えるかと思えます。今回の熊本地震は、震度 7 程度の地震が 2 回も連続して発生するという想定外の災害であったため、被害は甚大となってしまいました。一連の地震で亡くなられた方は 49 名、行方不明者は現在 1 名であります。そのほか、関連死の疑いで 19 名の方が被害をこうむっております。とりわけ、37 名が家屋の倒壊で、9 名が土砂災害で亡くなっております。また、家屋倒壊で死亡した 37 名中、少なくとも 20 人がいた家屋は、耐震基準が厳しくなる 1981 年 6 月以前に建てられたものであります。土砂災害の 9 人中 7 人は、事前の危険性の周知などを義務づけた警戒区域でない場所で亡くなっております。

宮城県の河北新報は、「熊本では『大地震は来ない』という意識が強かった。1978 年宮城県沖地震で危険性がクローズアップされたブロック塀の倒壊による犠牲者も出ました。東日本大震災を含めた宮城県の教訓は届かず、思い込みは町や暮らしを無防備にした。」と報じております。災害の様相は、そのたびに異なるため、計り知ることはできません。しかしながら、今まで得た教訓を生かして防災・減災に努めることが私たちに課せられた責務でもあります。

そこで、今回の地震の町の対応はどうであったのか、また、今後の町の防災対策の方向性や施策をどのように考えているのかお伺いいたします。

熊本では、「地震は起きない。」との認識の甘さがありました。防災・減災対策を行っていく上で、町民のこの防災意識の高さが、町や暮らしを無防備にするかどうかが決まります。芦屋町でも当然、地震が起こる可能性があります。近くには、小倉東断層、福知山断層帯、西山断層帯、宇美断層や警固断層帯などがあります。

そこで、防災意識の高揚の取り組みが、現在どのように行われているか、お伺いいたします。

○議長 小田 武人君

執行部の答弁を求めます。総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

意識の啓発を図るために、芦屋町のホームページ「くらしの情報 防災」のカテゴリーで、防災に関する情報を掲載しております。主な内容としましては、地域防災計画、各種のハザードマ

平成 28 年第 2 回定例会（松岡泉議員一般質問）

ップ、総合災害対応マニュアル、緊急速報メールによる緊急情報の提供、指定避難所等の情報提供を行っております。

また、町の広報紙で、6月1日号と9月1日号の年2回、住民啓発のために啓発記事を掲載しております。

6月1日号は、出水期前であるため、例年は集中豪雨、洪水や土砂災害等に関する情報を掲載しております。今回は、表紙一面に非常時の備えについて、チェック方式で確認できるように意識づけを促しています。防災意識を高め、命を守る備えを充実させようと題して、災害対策のポイント等の掲載をしております。

9月1日は防災の日であるため、防災に関する情報を紙面見開きで毎年掲載を行っております。そのほかに、芦屋町出前講座で「知って安心！まちの防災」に関するメニューを設けております。対象としましては、町内に在住、勤務する5人以上で構成された団体やグループが対象となっております。この講座は、皆さんが主催者となり、そこに講師として役場の職員等を派遣するというシステムになっております。

以上のように、いろいろな媒体を活用して、啓発活動を進めております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

今、御答弁がありましたように、6月1日のですね、広報あしや、皆さんも御覧になっているかと思うんですけども、こういった広報誌をいただきました。この中にですね、「まだ、他人ごとだとおもっていませんか」それから、災害対策のポイント。それから、避難行動要支援者の名簿の作成ということで、取り組みが詳しくは載っております。しかしながらですね、こういった取り組みはされているんですけども、実際ですね、町の皆さんのお声を聞いたところですね、「私は避難するときに、どこに行くのか。」というお話がよく出ます。それもですね、つい最近のことです。そういうことで、こういった資料の配布、そういった情報公開、意識の啓発は行っておられるかと思うんですけども、どうも息づいてないんじゃないかというふうに思います。

そういうことですね、私は、この防災意識の醸成、それから、高揚についてはですね、最終的には、どういった手段、方法がいいのか。それは、あくまでも町民の皆さんにこういった防災活動に参加していただいて、その中でですね、今言ったような知識を習得してもらい以外にはないんじゃないかと思うんですけども、担当課としてはどのようにお考えになっているのかをお伺い

たします。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

今、松岡議員さん言われますように、訓練とこういう啓発活動をセットにしていくのが、非常に大事ではないかというふうには思っております。そこら辺の訓練につきましても、定期的には実施をしていかななくてはいけないのではないかとこのように思っております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2 番 松岡 泉君

そういうことで、今後ですね、この意識の高揚を図る上でもですね、今、課長から答弁があったとおりですね、いろいろなですね、計画を策定していただく中で、多くの方にやっぱり参画していただく必要があると思いますので、取り組みをですね、充実させていただきたいと思います。

次ですけども、ハザードマップが各種配布されております。これについてもですね、ハザードマップはいただいているんですけども、この活用方法が理解されていないんじゃないかと私は考えるんですが、この件はどのように認識されているのかお伺いいたします。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

現在、芦屋町ではハザードマップを作成して、4 種類、洪水ハザートマップ、地震ハザートマップ、津波ハザードマップ、土砂災害ハザードマップの簡易版を発行しております。各種災害に関して必要な情報を掲載しておりますので、町民の皆様ぜひ一読及び保管してくださいというふうな形で周知をしておりますし、災害が発生しそうな時は、すぐに活用して頂くよう町民の集まる場面では、お願いはしております。特に自治区とか自治区長さんにはそういう形でありますという形の中で御説明しておりますし、ここ 2 年間、白浜だとか、去年は三軒屋区で避難訓練等を行っておりますので、そういうところでも周知はしておるところになります。

また、家族や自治区の自主防災組織等で避難場所の確認や、もし災害が発生した場合は、どこかの避難所に行くのかなど、事前に家族等で話し合ったりというような形で、これを活用していただければという形でお願いはしておるところでございます。

以上です。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2 番 松岡 泉君

今、ありましたけれども、このハザードマップですけれども、今、答弁がありましたように、一読するだけ、それから保管をするだけでは、活用が不十分だと考えるわけですね。このハザードマップというのは防災行動計画策定の重要な基礎資料だと私は考えるわけですが、そういうことをですね、全てに関して防災に当たるにあたってですね、基本的な資料ですので、町民の皆さんがどういった理解を示されるかによって、今後のですね、対応が変わってくるわけですね。そういうことで、このハザードマップの利用方法についてはですね、やはり行政のほうでですね、周知徹底をやっぱりお願いしたいと思うんですね。せっかく先ほど答弁でございましたように、出前講座を一応計画しているというお話がありました。そういうことで、やっぱりその機会をやはり、たくさんつくっていただいて啓発をやっていかなければ、先ほどの防災意識の高揚と同じようにですね、住民の皆さんの意識は高まらないじゃないかというふうに思うんですね。そういうことで、そういった機会をですね、行政も大変でしょうけど、いろいろな工夫をしながら、盛り上げていただければというふうに思います。

先日、5月30日ですけれども、最近の異常気象に踏まえてですね、洪水想定の見直しが発表されております。私も見ていましたけど、どうも東京の荒川が中心になっていて、芦屋は関係ないかなと思っていましたら、一番末尾のほうに遠賀川が載っていました。

そういうことで、逐次ですね、こういった異常気象の中で、ハザードマップも状況も危険区域も変異しつつあります。そういうことで、この情報については、町は掌握されているのか伺いたします。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

遠賀川の浸水想定につきましては、今、松岡議員が言われましたとおり、5月30日に出されております。さっきの答弁の中にもちょっとあったんですけど、見直しが行われて今回出されたという形で、当初は2日間の405ミリでしたところが、今回見直しにつきましては、12時間雨量という形の中で、12時間で592ミリの雨が、日の出橋上流域に降った場合の想定といった形の中で、今回ハザードマップの見直しは行われておりますので、これをまた参考にしながら、町のハザードマップの作成、作り直しを行っていかねばならないというふうに考えております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2 番 松岡 泉君

今、答弁がございましたけども、状況が変われば、対応も変わりますから、これについては防災ということで、迅速な対応をお願いしたいと考えます。

次ですけども、自主防災組織の活動ですけども。この自主防災組織の活動は、防災意識の高揚を図ったり、また、防災・減災対策を推進する上で大きな役割を担っております。そういうことで、この自主防災組織にかかわる取り組みをどのように考えておられるかお伺いいたします。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

自主防災組織で、自主的に災害図上訓練や避難訓練等を行っていただくことにより、意識啓発につながると思われます。訓練等を行うことにより、自助、共助の精神が養われ、自分の身は自分で守ること、災害時は互いに助け合うことを実感でき、町民間の連携強化、意識の強化につながっていくと考えております。また、それをサポート・支援していくのが、行政の役割だという形で考えております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2 番 松岡 泉君

そういうことなんですけども、自主防災組織の活動というのは、やはり、行政のほうである程度ですね、サポート・支援する程度というよりも、側面でというよりは、やはりそこに入っていた中でですね、自主防災組織の活性化にやっぱり進めていかなければ、防災時には何も役に立たないんじゃないかというふうに思います。

現在ですね、防災訓練、先ほどありましたけども、白浜が数年前で。先般、私も参加しましたけども、三軒屋。一番洪水で危ないということで、防災訓練が行われました。しかしながらですね、防災訓練ですが、どうも見ているとまだまだ2カ所でやった程度。それから、計画についてもですね、県が主動でやっているとか、そういった言葉が聞かれます。この防災訓練ですけども、私はやはり、先ほどのその自主防災組織の活動についての取り組みもそうですけど、こういった防災訓練についてもですね、県がやるから町のほうはちょっと後を引いたような形でするんじゃないかと、やはり、町主動で防災意識の取り組み、減災ですね、こういったものについては積極的に行うべきだと考えるんですけど。この町として主体的な訓練のあり方についてどのようにお考えになっているのかをお伺いいたします。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

議員さん言われますように、今、町が主体となってというところも大変あるかと思えますけれど、今年度につきましても、国、内閣府との共催で地震、津波防災訓練を11月の2日に実施するような形で計画をしております。これも国側の事業として、芦屋町が手を挙げて、今回採用されたという形で、目的としましては、福岡県北西沖で地震発生により、津波が発生した場合を想定して、国と町が連携して、地域住民及び自主防災組織等が参加する津波避難訓練を初めとした防災訓練を実施し、国と防災関係機関との連携強化、地域住民の防災意識力の向上を推進し、津波災害時における人的被害の軽減を図ることを目的とするという形で考えております。これにつきましては、コンサル等を含めながら考えていきたいというふうに思っておりますし、今回、これにつきましては、まだ確定はしておりませんが、地域住民や小学生の方を、まだちょっと調整は取れていませんけれど、地震を想定して、屋上に避難するとか、直上の避難とかということ今回やりたいなという形で計画を進めているところでございます。

以上です。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

やっぱり関心が高まっている中で、取り組んでいくことは必要じゃないかと。それから、防災訓練といっても避難訓練じゃなくしてですね、いろいろな場所別の訓練がございます。図上演習もあるでしょうし。今言った防災マップをつくったりとか、防災に備えるそういった取り組みはですね、いろいろなものがあるんじゃないかと思うのでですね、やっぱり意識を高めるということが、とにもかくにも防災・減災にかかわるということを認識してもらって、取り組んでもらいたいと思います。

午前中の一般質問の中でもありましたけども、川上議員が質問されておりましたけども、今回ですね、2回の大型地震ということで、建物の耐震化がクローズアップされた今回の地震だったんじゃないかと思えます。防災活動の中核となる防災拠点についてもですね、耐震化が遅れて、倒壊してしまったということで、利用できなくなった自治体もかなり多くありました。また、そういった被災を受けて、罹災証明が発行できない。そういうことで、住民の皆さんに不安をですね、なおさらあおるような状況になってしまったということは、本当不本意じゃないかと思えます。

現在、耐震改修推進計画に基づいて、町についてもですね、所要の建造物の整備が図られてき

平成 28 年第 2 回定例会（松岡泉議員一般質問）

ていると思うんですけども、我が町のですね、防災拠点、そして、学校、病院、これは町には一応責務がないかもしれませんが、高齢者の方が身を寄せておられる介護施設などの重要施設の耐震化の状況についてお伺いいたします。

○議長 小田 武人君

企画政策課長。

○企画政策課長 柴田 敬三君

芦屋町では、耐震改修促進法に基づき、昭和 56 年以前に建設された不特定多数の人が利用する一定規模以上の建築物 38 棟について平成 19 年度、20 年度の 2 カ年で耐震診断を実施しました。防災の拠点となる庁舎、総合体育館、中央公民館についてですが、当時、既に耐震化工事が施工中だった庁舎と建設年度が昭和 63 年の総合体育館は診断から除外されております。

中央公民館は、耐震基準を満たしているという診断が出ましたので、以上のことから 3 施設、防災の拠点については耐震基準を満たしていると言えるかと思えます。

小中学校につきましては、診断の結果、耐震基準を満たしていない校舎、体育館があることが判明しましたので、平成 21 年度から計画的に耐震の補強工事を実施し、平成 24 年度までに全て完了しております。

病院、介護施設等につきましては、芦屋中央病院ですが、耐震基準を満たしているという診断結果が出ております。

介護施設につきましては、民間施設で把握はしておりませんが、全て昭和 57 年以降に建設された施設と認識しております。

以上です。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2 番 松岡 泉君

今、課長のほうから御答弁がありまして、建造物については耐震化が図られているということで、どうも芦屋町では地震が起こった場合ですね、十分耐えられるという御判断のようでございますけれども。今回の熊本については、無防備ということで、被害も多くなりましたけれども、大型地震が 2 回も続くという状況はですね、耐震化、この基準ですけども、2 回も続くということは想定はしておりません。そういうことで、安心はできないと私は思うわけです。こういった大型施設というのは平成 25 年にこの基準がまた改正されて、法律が改正されておりますけれども、やはりこの大型施設というのは、皆さんたちが避難に利用されたりとか、防災拠点になるわけですよ。そういう意味からすると、こういった施設については、そこが備えるべき機能というのは、最小限保たなければならない機能というのはあるというふうに考えます。病院に至っては機

器ですね、そういったために、水がいたりとか、電気がいたりとか。

ましてや災害対策本部、私は何回も聞いているんですが、芦屋の総務課は絶対に崩れないと、私は金づちを持って、1 回トンと試してみたいと思っているんですが。

私はやはりこの大震災が 2 回も続くと、やはり町にも被害が出るんじゃないかと。1 カ所ポツと落ちて、もう使えなくなるということもございますので。そういうことですね、やはり、代替手段は考えなければならないと思うんですが、今、課長が説明していただいて、代替手段については余り言われませんでした。この予備手段というのはお考えになっているのか。そのあたりの説明をお願いしたいと思います。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

言われますとおり、その 2 回の地震を想定していないというところで、1 回の地震だと耐震補強工事もしておりますので、大丈夫じゃないかという形の中で答弁をさせていただいておりますけれど。今回言われますとおり、2 回の大地震が発生した場合、拠点として災害対策本部が機能できないという可能性もあるのではないかとこのところを鑑みまして、ほかの場所、代替地等を今後検討していかなくてはいけないのではないのかというふうには考えているところでございます。場所につきましてはまだ選定はしておりませんが、山鹿部と芦屋部で 1 カ所ずつとかいう形の中で、代替地的なところの平地と地盤の大丈夫なところについて考えるべきではないかなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

企画政策課長。

○企画政策課長 柴田 敬三君

病院の関係がちょっとありましたので、中央病院からちょっと聞いた情報でちょっとお答えします。

芦屋中央病院では、今回の熊本地震による設備機器の被害状況、これにより新病院での設備機器設置に関しては、耐震性能を増すような変更を行っております。それから備蓄関係では断水から 24 時間分の透析可能な受水槽の設置。それから、自家発電の燃料についても 48 時間分の確保。それから、備蓄食料としては患者さんの 3 日分の確保ということを用意しているということでございます。

以上です。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2 番 松岡 泉君

犠牲者の多くの方は、今回この耐震基準に適合していない家屋の倒壊によって亡くなられているわけですが、これについてはですね、町の取り組みはどうかというように私も考えたのですが、川上議員がですね、建造物のその補助について言われていましたので、割愛させていただきます。ただ、この建造物の建造診断ですね、これについては一応県からの助成等があるというふうに聞いておりますけども。午前中から補助ばかりというか、経費にかかわることばかりお話がいついていたので、どうかと思うんですが。とにもかくにもやっぱりそういった必要な経費については、拠出していただけるようお願いしたいというふうに思います。

今回ですね、1 回目の地震で避難して、通常であれば戻れるわけですね、大体ですね。ところが、2 回目に本震が来るとは、皆さんわからないというのか、想像がつかなかったということで、戻って被害に遭われたということがございます。それでですね、町にはですね、いろいろな雑誌等、チラシ等があるんですが、本当、総務課の前にこれがあります。「身近な防災ココが変わった!」。変わっている分がちゃんとあるんですが、そこが御理解願っていないところがあるんじゃないかと、私は思うんですね。この中にですね、「避難したら戻らない」ここが変わったとちゃんと書いてあるんですね。これ、いつ出たのかなと思うんですが、やはりですね、おさまってもすぐに帰れない事態を今後考えなくちゃいけない。そういうことで、やっぱり住民の皆さんに安全が確保できるまでは、うちには戻らないでください。そういった徹底を図っていくべきではないかと思えます。

それでですね、今回芦屋の町についてもですね、震度 3 から震度 4 ということで、行政報告の中でもありました。それで、今回の町の対応なんですが、夜中に職員の召集は行われて、夜遅くですね、真夜中に出勤されて、私、次の日だったですかね、課長のところに行きましたら、みんな疲れきっておられました。このですね、召集されたというよりも、呼集をかけられて、出勤状況はどうだったのかと。ここをお伺いしたいんですが。お願いします。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

それは 4 月 16 日になるかと思えます。夜中 1 時 20 分過ぎという形で地震が起きまして、職員の参集につきましては、基本的に自主的に参集をしていただいたというところで、その人数でもちまして、被害状況を確認するというところの形態をとってやったという形で、特段、支障を起すという形ではなかったですけど。その参集の仕方については自主的に、こちらが呼びかけて各課長を呼んだという形ではございません。

以上です。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2 番 松岡 泉君

今お聞きしますと、こういった災害が起こったときに、町の執行部として呼集すべき人員は指定されているんですか。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

地域防災計画に基づいて、災害によって出てくる参集の課・係等は決めてはおります。

以上です。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2 番 松岡 泉君

何かお聞きしていると、歯切れが何か悪い返事なんです。私は自衛隊にいましたので、呼集に対応できるように常にいたわけですね。職員の皆さんはどうですかね、そのあたり。私が次の日行ったときには、松尾課長と数名おられてですね、本当に疲労されていたなと思うんですが。やはり、行政でそういった町の皆様の命を預かる皆様方はやはりですね、そのあたりは心していかなければならないと思いますし、こういった緊急対応の人員指定というのは、しっかりやっておくべきだと思います。

そういう意味からしたら、居住の指定場所というか、それは自衛官だけでしょけども、ある程度やっぱりですね、どこに職員の方が住んでおられて、芦屋の町の何キロ以内には歩いて来られる方が何名おるとかですね。そういった中で、誰が何をすべきかということをしっかりとしてですねアサインしていただいて、対応していただきたいと思うわけです。

災害時ですね、初動対処というのは、やはりですね、事後の応急対策に非常に影響を及ぼすわけですね。遅れば遅れるほど被害が大きくなります。早く出て、やはり町長が山鹿から駆け足で来られます。そうした中で、そういった対策はしっかりと取られていくわけですね。ということで皆様方もそういった気概を持って、取り組んでいただければという考えであります。

そういうことで、私はですね、職員の皆様、図上演習をやったと聞いておるんですが、今、この図上演習、どういう形で行われているんですかね。また、回数はどの程度ですか、大体。よろしくをお願いします。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

図上訓練等につきましては、ことしはちょっとやっております。2年前か何かには1回想定した中での訓練という形で分かれてやったという形でございます。

以上です。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

その程度じゃないかなと私も思いました。そのあたりはやっぱりですね、防災、防災というふうでこのチラシを回すだけではですね、実際、災害が起こったときには対応しきれないんじゃないかと危惧するわけですね。そういうことで、襟を正して取り組んでもらいたいと考えます。

次にですね、今回の熊本被災地への支援ですが、これはですね、行政報告でもありました。品物もここに5つあります。水、紙おむつ、トイレットペーパー、タオル、生理用品と。これは地元からの被災者からの要望で、このように決定されたと思うんですが、これ、裏返せば芦屋の町にとってもですね、こういった備品というのは、品物というのは、被災をこうむったときは必要になるということで、今後の備蓄品の中に計上していただければというふうに思います。

時間がないので、もう次に行きます。危険箇所の指定状況についてですけども、今回ですね、土砂災害で亡くなった方が9名おられて、実はそのうち7名は指定区域外だったんですね。危険区域外。本来だったらそこは起こらないというふうにハザードマップ等でも記載されていたんじゃないかと思うんですね。そういうことで、この危険区域の指定について、町としてはどのように考えておられるか説明をお願いいたします。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

土砂災害の指定につきましては、平成26年2月に福岡県知事より、土砂災害急傾斜地の崩落などの土砂災害を指定するという形の中で、町としては37カ所の土砂災害警戒区域と土砂災害特別警戒区域36カ所が指定されております。今回の熊本の地震のような形で指定されていないところが崩れて災害が起こったというところになっておりますけれど、現在のところ、県のほうからもこの指定についても見直し等の話は来ておりませんし、洗い出しにつきましては、今後県と協議をしていきたいというふうに思っております。ただし、芦屋町の場合は、山林等少のうございます。そういうところに家が張りついているというところは、今回の指定されている以外のところであるかという形でちょっと見たんですけど、なかなかそこら辺はないのかなというふう

平成 28 年第 2 回定例会（松岡泉議員一般質問）

に思っておりますので、そこにつきましては、また県と協議をしながら進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2 番 松岡 泉君

危険区域については、厳格に明示をしていただければと思うんです。ただしですね、やはり危険な区域というのは、どちらかというとそういったハザードマップ、科学的な根拠でそれを示されているかもしれませんが、地元の方のほうがよく御存知じゃないか、地域の方のほうがよく知っておられるんじゃないかなというふうに私は思います。それでですね、自主防災組織による防災マップは持っておられるところは、多分ないと私は認識しているんですが。

実は先ほどの、この宝くじ協会から援助していただいたチラシの中でですね、この中にございます。「ここが新しい！みんなで楽しく防災まち歩き」ということで、「防災訓練は『忙しい』、『面白くない』、『面倒くさい』などと思われて、参加を敬遠しがちになります。防災を楽しみながら学べる『防災まち歩き』をやろう」その中でですね、「自分たちが住んでいるまちを歩き、まちの危険な箇所などをチェックして、まちを歩こう、チェックをして回ろう、防災マップをつくろう」というような呼びかけがあります。

そういうことで、私はやっぱり先ほどの自主防災組織の活動の中にですね、1つとして、この防災マップの作成が不可欠だと思うわけですね。これについては、見解として、執行部側としてはどのように考えますか。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

今、言われました自治自主防災組織での地域でのハザードマップづくり、防災マップづくりというところは非常に、町としても歩いてもらって危険な状況と避難経路を知っていただくというところで、三軒屋で避難訓練を行った場合もきちんとそういうところを使った中で、地図と避難経路、集合場所というところを三軒屋はやっておりますので、そういうところを各自治区の中で、自主防災組織でやっていただき、行政がそこに入って指導していくという形の中で、皆さんと一緒に今、活動しながらつくっていくことが必要ではないかというふうに考えております。

以上です。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2 番 松岡 泉君

わかりました。

次はですね、避難場所の数、機能なんですけど、今回の地震にはですね、避難所が足りないというよりは、使えなくなって行く場所がない。それでいろいろな場所にですね、利用できるところは利用していくというような状況で、避難所は掌握できない中で、いろいろなところに身を寄せられる方が多かったというふうに聞いています。そういったことで、余震があつてですね、皆さんは不安でたまらないわけで、家には帰れないと。夜中、我が町についても、高齢者の方が夜、怖くてということで、避難所を夜、開設していただきました。そういうことでですね、多くの方が車の中で寝泊りと。これ中越地震のときにこのエコノミークラス症候群、要するにそういった状況に陥って、亡くられる方も何人か出ている状況にあります。そういうことで、町全体としては、この避難所の数足りるのか。また、使えなくなったときにはどうするのか見解をお伺いいたします。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

避難所の最大収容人員として、総合体育館と中央公民館で、一応最大で、約 2,600 人を収容できるような形となっております。そのほかとして、指定緊急避難場所、町民会館、芦屋町小体育館、武道館、山鹿公民館、東公民館、中学校と 3 小学校、芦屋中央公園の 10 施設で約 4,800 人が一時避難できるという形の中で想定をしております。合計でそこを足しますと、約 7,400 人という形で、芦屋の人口が約 1 万 4,000 人強ですので、半数の方がもし、全部施設が使えれば避難できると、半分が避難できるという状況にはなるかと思えます。ただし、今言われますように、この中で何方所か使えなくなるという形になると、そこで避難できる数が減ってくるというふうに思いますので、まだ避難をしていない場所等、空き地とかまだいろいろ駐車場跡地という形の中であると思えますけれど、そこら辺につきまは、関係機関と調整をして、災害時には活用させていただきたいというところは考えていきたいなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2 番 松岡 泉君

飛ばしすぎちゃって抜けておりましたけど。

先ほどの職員の皆さんの姿勢について問いただしたところがありますけども。防災マニュアルがございまして、そのですね、利用状況をまた確認しようと思ったんですが。今回利用された

のかどうか。またはそういった防災マニュアルを持ちながら、各課です、どのようにその活用されて問題があったか、なかったかというところを聞いたかったんですが、もう時間がありませんので、今後、私、足を運ばせていただいて、皆さんのマニュアル、どこに入っているのか。どのように活用するのかお聞きをしてみたいと思います。そういうことで次回にまたですね、誰々課長さんは机の中に入れていて、何も知らなかったということがないようにですね、お願いできればと思います。

それから、1年前にですね、私、避難所の表示、表記についてお伺いしたことがございます。実はですね、先般、レガッタ訓練の後に4町で懇親会がございました。久しぶりにコミュニティーセンターにお伺いしたわけですけど、遠賀町のコミュニティーセンターは、しっかりとそのあたりの、それぞれ定義がされていると思うんですけど、第1避難所、第2避難所という形で。風水害、第1避難所とか書いてあるんですよね。地震、津波、第2避難所と書いてある。うちのやつはどこに書いてあります、そういったの。全然ありませんよね。これは私、1年前に指摘した事項です。全然進んでおりません。やはりですね、先ほどの話じゃないですけど、住民の皆さんどこ行くんですかね。わかりませんよ、やっぱり。いくら言ってもわからない。それは当然ですよ。表記もないんですから。どこに書いてあるんですか。地域防災計画、書いてありますよ。こんなの引っ張り出してくる人、誰もおりません。やはりそういうことで、自主防災活動というのがですね、地道にやらないと、何のためにやっているかわかりませんよ。皆さん、やっぱり命を落とすと私は思います。そういうことで、これについてはしっかりと取り組んでもらいたいと思います。

次ですけども、申し訳ないですけど、時間が経ってしまいましたので、1つだけですけども。

この資材、備品なんですが、今回ですね、協定を結んで、ナフコ西若松店や太陽建機からレンタルということなんですが、今回の地震にもありました。やっぱり足りないわけですよ。いくら言っても。誰かが持って来てくれる。食料品に至ってはコンビニには何もありませんでした。数日間ですね。皆さん、テレビで御覧になったとおりです。ありませんよ、どこにも。だから備蓄するんだと思うんです。それが現在、先ほどのこの広報あしやには3日間と書いてあります。これは従来の3日間の備蓄です。しかし、宝くじ、この「身近な防災ココが変わった！」の中にはどのように書いてあるかということ、南海地震に伴っては1週間の備蓄がいるんですということを書いております。最低限3日ですよ。今回、何日続いていますか。2カ月間続いていますよ。避難所では大変ですよ、今でも。皆さん生活しています。そういうことで7日間しましょうと。これは運用のやり方についても、この中に書いてあります。どのようにしていったらいいんじゃないかと。レトルト食品を多く買って、減った分だけ補充しましょう。そういったことが書いてあります。せっかくのこういったチラシで重要なものが全然活用されていない。そういうことで

すね、もうちょっと真剣に考えていただければとも思いますし、こういった支援が受けれるから、もう大丈夫という認識はやめていただきたい、そういうふうに思います。

それで、防災についてはですね、その程度におさめさせていただいて、2 件目はですね、今回、障害差別解消法について、お聞きしたいと思います。これは、実はですね、この条例についての制定をお願いして、請願が出ておまして、私が紹介議員になったわけですけども。そういう意味合いもありますけれども。今回ですね、広報の中に町での職員対応要領が各 4 町である程度お話が進んで、策定されたというふうに記載がされておりました。そういうことで、この障害者の方ですね、町での合理的配慮のやり方、これが定められたということなので、若干ですね、その主な規定内容で定めた内容について説明していただければと思うのですが。お願いいたします。

○議長 小田 武人君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

まず、職員対応要領を策定した背景からちょっと御説明申し上げたいと思います。

本年 4 月から施行された障害者差別解消法は、共生社会の実現に資することを目的に障害者に対する不当な差別の禁止及び合理的な配慮を地方公共団体に求めております。そして、努力規定ではございますが、「当該地方公共団体の職員が適切に対応するために必要な要領を定めるよう努めるもの。」とされたことから、本年 4 月 1 日を施行日として職員向けの要領・ガイドラインとして芦屋町職員対応要領を作成したものでございます。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2 番 松岡 泉君

わかりました。

各 4 町とですね、すり合わせをよくやっていただいて、行政としてですね、障害者の方に対する合理的な配慮をどのようにやっていくかと。そういった、とにもかくにも始めですね、取り組んでいただければというふうに思うわけですが。この規定に関してはですね、やっぱりひとり歩きしてはいけないと思うんですね。そこにはやっぱり障害者の方がおられるわけで。どちらかという障害者の方というのは一歩引かれるんじゃないかなと思うんですね。やっぱり言いたいんだけど言えなかったと。あと、周りの方にちょっと、そういったお話をされて、それが発覚するというような状況だと思んですけども、今回ですね、その障害者の方たちとの意見交換は行われたのかどうかをお伺いいたします。

○議長 小田 武人君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

障害者差別解消法第 10 条第 2 項におきまして、地方公共団体が職員対応要領を定めようとするときは、「あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。」とされております。

今回、職員の対応要領を定めるに当たり、遠賀郡 4 町ですね、芦屋町を含んで。同じ方針で臨むこと確認し、共同で作成に取り組んできたことから、遠賀郡 3 障害の団体に組織する遠賀郡障がい者団体連絡協議会と本年 3 月 22 日に意見交換をさせていただきました。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2 番 松岡 泉君

障害者の方と意見交換は行われたということでもありますけども、その障害者の方の意見というのは、今回のこの対応要領のほうには反映されている、そういうふうにも考えてもよろしいでしょうか。

○議長 小田 武人君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

対応要領に関しましてなんですけども、意見交換では、遠賀郡障がい者団体連絡協議会から、この対応要領の見直しに関する御指摘というものは特段いただいておりませんでした。

以上でございます。

議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2 番 松岡 泉君

今、お聞きしたところ、大きな意見はなかったということでもありますけども、やはり先ほど申しましたように、障害者の方はやっぱり、一歩引いておられるのかなと、私つくづく思うわけです。

それですね、芦屋町ですけど、この聴覚障害者の方ですね、手話の会が、手話の方が、こういった方の合理的配慮をしていただけるような仕組みが必要かなと思うんですけども。現在ですね、役場での合理的配慮のこの聴覚障害者に関しての状況はどのようになっていますか。

○議長 小田 武人君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

まずは、役場の中なんですけども、職員の発言とか行動が差別的と誤解されない、あるいは合理的な配慮のもとで行政サービスを提供するためには、障害者の方の意思を十分に理解することが必要でございます。そのためには、双方向で良好なコミュニケーションを図る必要がございます。

このようなことから、芦屋町では事務事業にあたり、職員 2 名を手話通訳者として設置しているほか、書類の読み上げ等を行うことで、障害者の方々とのコミュニケーションの円滑を図ってきました。また、昨年度より筆談用のホワイトボード、耳が遠い方のために音声を集める助聴器を新たに購入し、コミュニケーションの一層の円滑化に取り組んでおる次第でございます。

以上です。

議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2 番 松岡 泉君

取り組んでおられるということですけど、これについては聴覚障害者の方がいつ来られても対応できると、そういうふう理解してよろしいですか。

○議長 小田 武人君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

職員 2 名がですね、おりまして、その職員が例えば 2 名とも庁舎外に出ていると、突然来られた場合にはちょっと対応できないこともあります。その後はしっかりフォローはしていきたいと思えます。

以上です。

議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2 番 松岡 泉君

合理的配慮を執行部、役場、そういったところでは、配慮が逐次進んでいくというふうに今、感じました。そういうことなんですけど、これは、義務として法律は義務化していますが、それ以外の関係については、努力義務、行政としては、当然そこあたりの責務が明確に示されていますので、今後ともですね、進められると思うんですけど。問題は、やはりそういった努力義務といったところの詰めだと思えますよ。特に難しいのは、学校じゃないかなと私は思うわけですね。障害者の方がやっぱりそこにもおられますし、そういった中で健常者と平等に生活をともにですね、過ごしていけるシステムづくり、これについては、学校課のほうに答弁をお願いしたいと思います。

○議長 小田 武人君

学校教育課長。

○学校教育課長 新開 晴浩君

町内の小中学校 4 校におきましては、芦屋町職員対応要領第 7 条、研修及び啓発に「町は、障がい理由とする差別の解消の推進を図るため、職員に対し、必要な研修及び啓発を行うものとする。」という条文があります。これに基づき、要領を各校に配布し、周知徹底・意識の啓発を図っております。特に、要領の第 6 条第 7 項の別紙 1 の例示「障がい種別ごとの合理的配慮の考え並びにポイント及び事例」について留意させております。

また、研修については、夏休み期間中の 8 月 5 日金曜日、登校日の午後から、町立の小中学校に勤務する教諭等全ての教職員を対象に研修会を実施する予定でございます。

以上です。

議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2 番 松岡 泉君

そういうことではありますが、今後ですね、こういった意見交換も含めてでしょうけど、障害者の方とのコミュニケーションの場というのはですね、定期的に持っていただけたらいいのかなと思うわけです。今度の取り組みに関しての考えはいかがでしょうか。

○議長 小田 武人君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

まず、今言われました障害者とのコミュニケーションの場ということなんですけども、先ほど答弁申しました、遠賀郡の 3 障害の団体連絡協議会とは定期的に協議を重ねていくということを確認しております。これにつきましては、協議の主たる目的というのは、いわゆる条例化でございます。議会のほうで採択していただきましたとおり、条例化について遠賀郡 4 町として、今後どう進めていくかということで、3 障害の団体連絡協議会と協議、調整しながらですね、先ほど、土曜日にも新聞に載ってございましたとおり、福岡県がですね、いわゆる障害者差別を根絶するための条例制定を目指すということを知事が表明されておりましたので、それを受けて、その県の条例がどのようなものになるかということも含めまして、そこを含めて、障害者の団体連絡協議会と意見交換、それから協議を重ねていきたいと思っております。

以上でございます。

議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2 番 松岡 泉君

御答弁がありましたので、県のほうもですね、今回そういうことで、この条例を制定するというようなお話でした。遠賀 4 町の中でもですね、そういった条例を制定していただいて、ともにこの法律の目的である障害のある方、ない人もお互いにその人らしさを認め合いながら、ともに生きる社会をつくれればというように考えます。そういうことで、この障害者の方とともに私たちもしっかりと頑張ってまいりたいと思います。

以上なんですが、もう一度防災について言っておきますけども、必ずや皆様のところに行きますので、忘れないようお願いをいたします。

以上をもちまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長 小田 武人君

以上で、松岡議員の一般質問は終わりました。